

介護予防・日常生活支援総合事業への移行等について

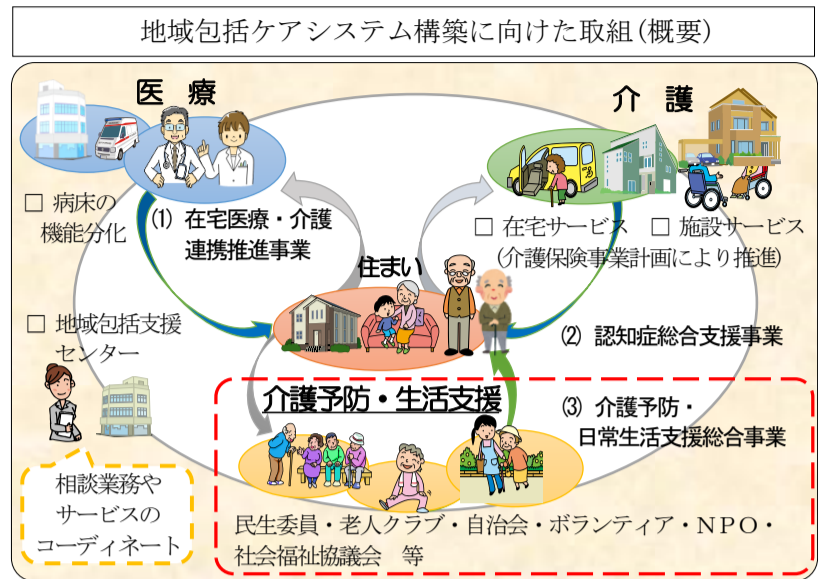
1 要旨

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」といいます。）は、介護保険制度改正により、地域包括ケアシステムの構築に向けて創設された事業（※）の一つで、平成29年4月までに、全国の市町村で開始することとされています。

総合事業は、医療・介護などの専門職を始め、民生委員・老人クラブなど地域の方々と一緒に、介護予防や生活支援などの取組やサービス等を充実させ、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指すものです。

※ 創設された事業

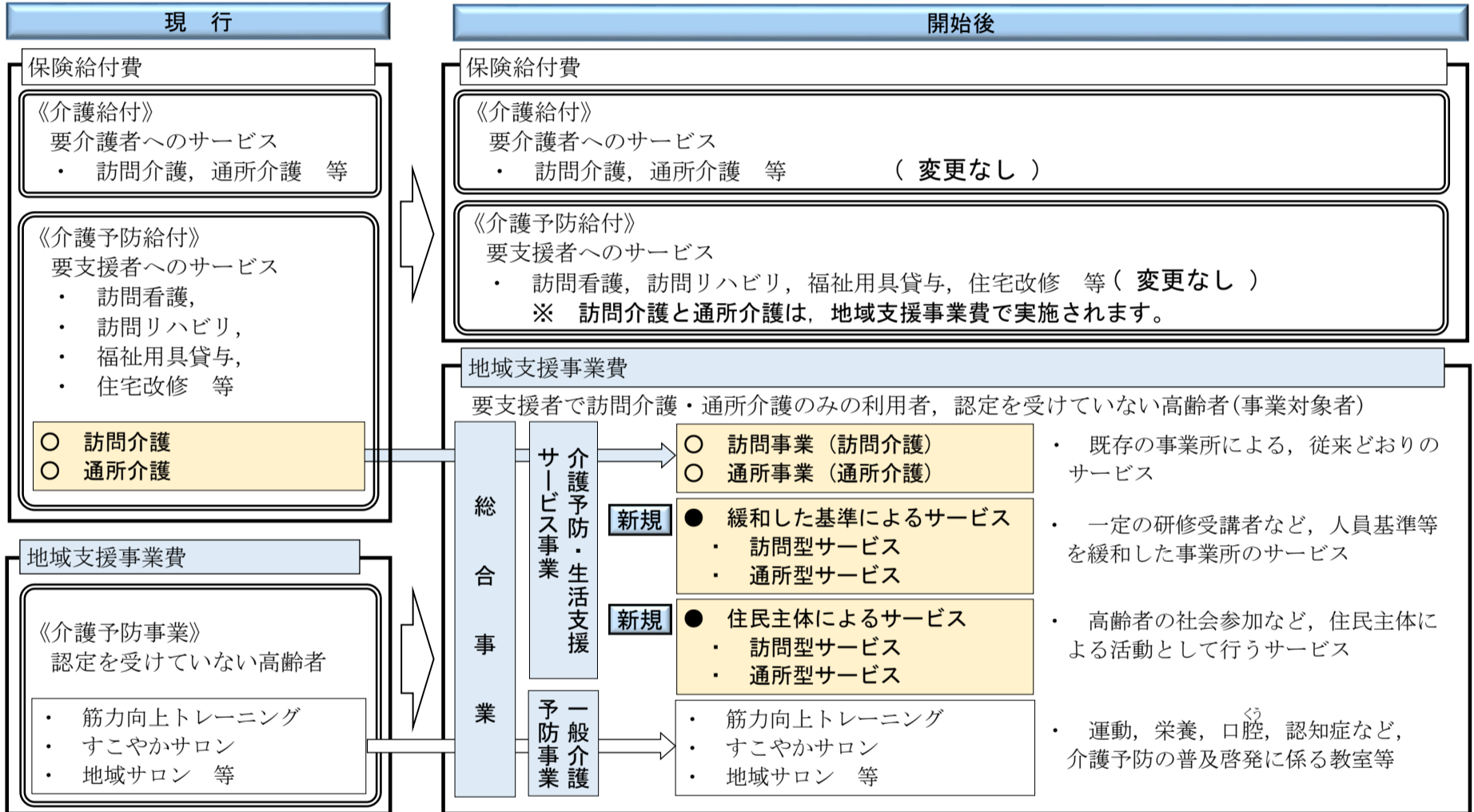
- (1) 在宅医療・介護連携推進事業（平成27年度開始）  
医師、薬剤師、看護師などの多職種連携会議や研修の開催 等
- (2) 認知症総合支援事業（平成27年度開始）  
認知症初期集中支援チームの設置 等
- (3) 総合事業（平成29年度開始）  
多様な主体によるサービスの提供 等



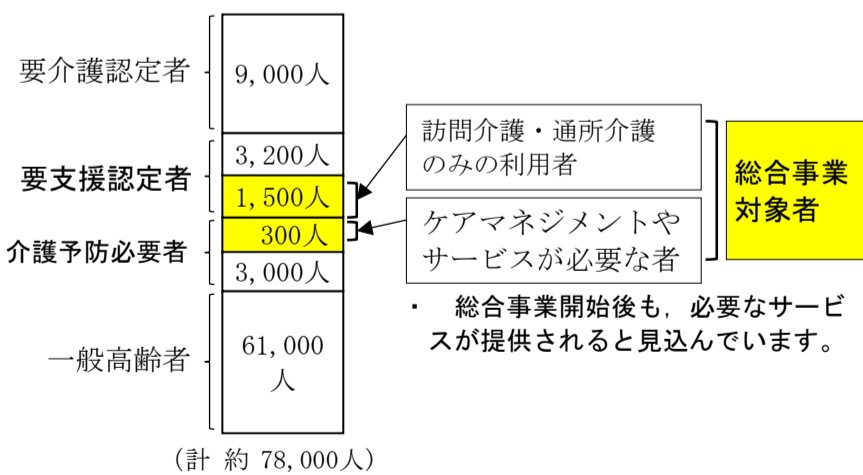
2 総合事業の概要（主な項目）

(1) 呉市における総合事業の事業体系

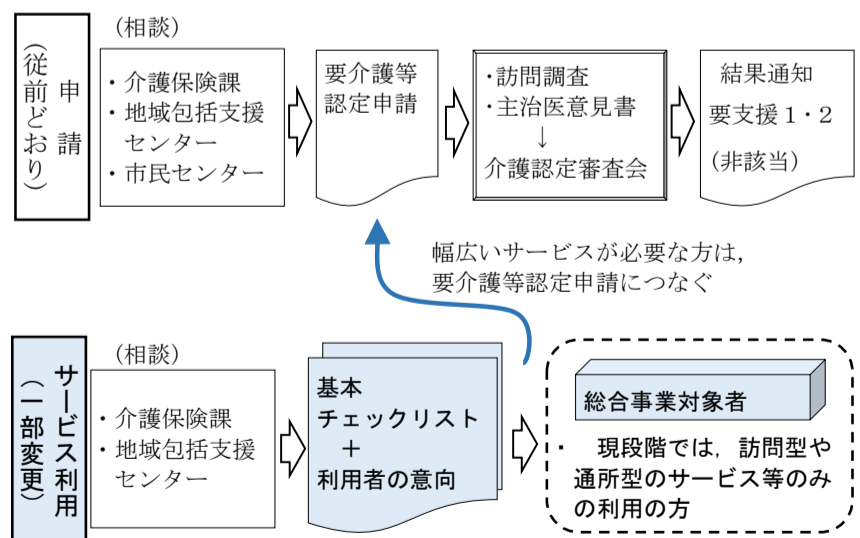
総合事業は、サービスが中心の「介護予防・生活支援サービス事業」と、介護予防が中心の「一般介護予防事業」で構成されます。



(2) 総合事業対象者(概数) ※平成29年4月(見込み)



(4) 申請とサービス利用の手続等



(3) 利用可能サービスの新旧対照表

	介護予防・生活支援サービス事業		給付サービス	一般介護予防事業
	訪問事業等	通所事業等		
要介護1~5	×	×	○	×→○
総合事業対象者	要支援1,2	○	○	×→○
	事業対象者	×→○	×→○	○
上記以外の第1号被保険者	×	×	×	○

◎ 総合事業対象者は、要支援認定を受けなくても訪問型や通所型サービス等を利用できるようになります。  
例えば、一人暮らしの方で、病院を退院後、すぐに訪問型や通所型サービスが必要な場合、基本チェックリストと適切なケアマネジメントにより事業対象者と認められれば、サービスが利用できます。

3 総合事業の体制づくりの方向性

(1) 基本的考え方

① サービスづくりではなく「地域づくり」  
 総合事業では、介護サービスのようにサービスの体制を整備することに重点を置くのではなく、地域全体で支える体制をつくっていくことが大切です。  
 そのため、多様な主体によるサービスの整備に際しては、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の住民による「お互いさま」の気持ちや具体的活動をする地域を応援していく仕組みが重要となります。

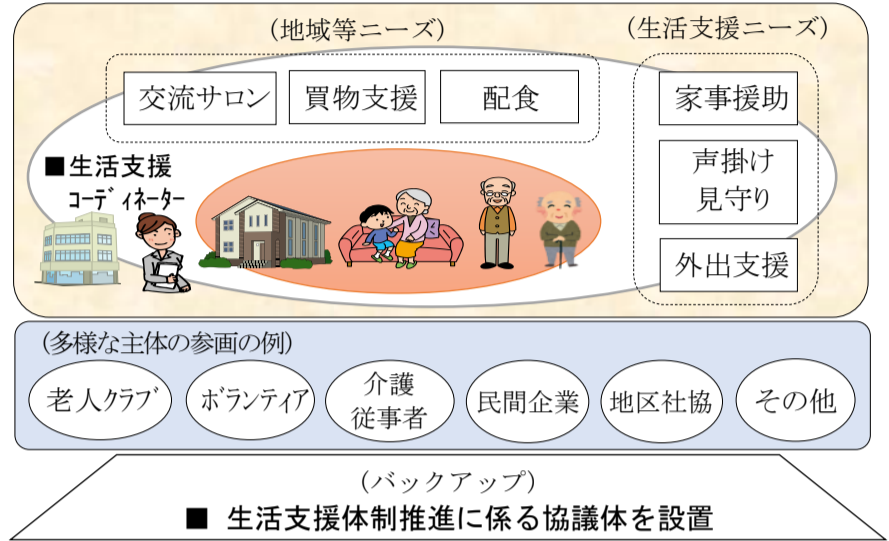
② 健康寿命の延伸につながる「仕組みづくり」  
 できる限り介護を必要としないためには、生きがいを持つことや閉じ込めを防止すること、更には、何かにチャレンジしていくこと等も大切です。  
 そのため、高齢者が地域活動の担い手となって社会参加をしたり、現役時代の能力を生かした自己実現に取り組むほか、謝礼を得て更なる生きがい活動につなげる仕組みづくりが重要となります。

(2) 地域づくりと仕組みづくり

住み慣れた地域では、家事援助・声掛けなどの生活支援ニーズや、交流サロン・買物支援などの地域ニーズもあり、地域の状況によっても、その必要度や優先度が異なっています。  
 必要なサービスが提供できる体制をつくるため、地域の住民の理解と協力、更に時間も必要となります。  
 そこで、二つのアプローチにより体制づくりを実施していきます。

ア モデル地区を選定し、地域と一緒に考えるアプローチ  
 今年度、天応・吉浦地域、宮原・警固屋地域、音戸・倉橋地域の3地域をモデル地域に選定し、地域の住民と検討を開始します。

イ 交流サロン・家事援助を支援していくアプローチ  
 各地域で実施されている地域サロンや老人クラブで検討されている生活援助活動を支援していくための協議を開始しました。



(3) 重点取組事項 (案)

① 交流サロンの支援の拡充 = 通所型サービス

- 各地域では、地区社会福祉協議会により、「ふれあい・いきいきサロン」が、市内約200か所で開催されています。
- これまで、本市と呉市社会福祉協議会が共同で、開催に係るボランティアの養成や運営経費の一部助成などの支援を行ってきましたが、新たな立ち上げが難しい等の課題も生じています。

ふれあい・いきいきサロンの開催状況

週1回程度開催	8か所
月2回程度開催	19か所
月1回程度開催	133か所
年1回程度開催	33か所
その他随時	20か所

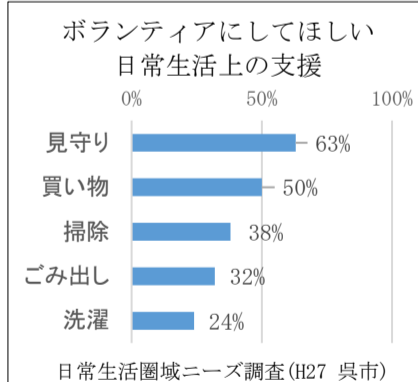
- 介護予防の普及、集いの場や互助の更なる充実の観点から、「新しいサロン」を企画し、今後、地区社会福祉協議会等と協議していきます(既存サロンの継続も含め選択できる形)。

<p>(仮称) 普及啓発サロン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数 年4回以上</li> <li>実施内容 従来のサロン活動の一部に、介護予防推進員(※)による介護予防活動を付加</li> </ul>	<p>(仮称) 介護予防サロン</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数 週1回程度</li> <li>実施内容 従来のサロン活動の一部に、あんしんサポートリーダー(※)による介護予防活動を付加</li> </ul>
--	---

※ 介護予防推進員・あんしんサポートリーダーとも、市又は呉市社会福祉協議会が養成研修を実施

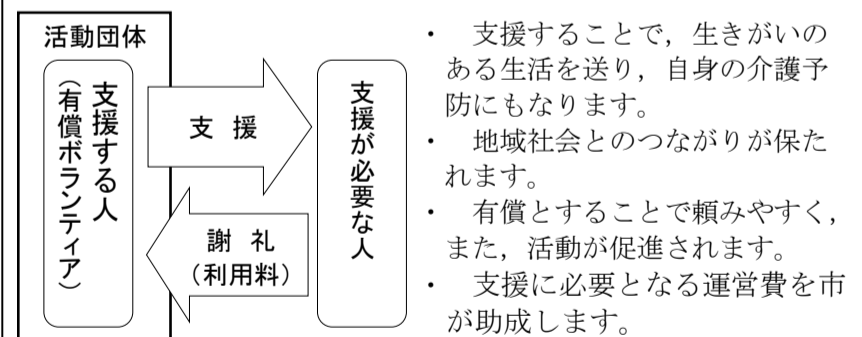
② 生活支援の拡充 = 訪問型サービス

- 今後の一人暮らし高齢者の増加等に伴い、生活支援ニーズが高まっていくことが考えられます。
- これまで、要支援者への生活援助は、訪問介護サービスを中心に支援してきましたが、互助による支え合い活動の推進も必要となります。



- 様々な生活支援サービスの提供について老人クラブ等と協議していきます。

【有償ボランティアによる助け合い活動】



4 今後のスケジュール

- 平成29年1月頃～ 介護サービス事業者・地区社会福祉協議会等への説明
- 2月頃～ 指定事業所の指定申請受付開始
- 3月頃～ 要支援認定更新者等への総合事業の説明
- 4月 総合事業開始

5 他都市の状況

- (開始時期)
- 平成27年4月 福山市
  - 平成28年1月 府中市
  - 4月 竹原市, 東広島市, 廿日市市, 江田島市
  - 平成29年4月 広島市, 三原市, 尾道市, 三次市, 庄原市, 大竹市, 安芸高田市

※ 府中市, 竹原市, 江田島市では、介護予防給付から移行される訪問介護と通所介護サービスのみで開始しています。